

平成 28 年度第 1 回一関市総合教育会議 議事録

- 1 会議名 平成 28 年度第 1 回一関市総合教育会議
- 2 開催日時 平成 28 年 5 月 30 日（月） 午後 3 時～午後 4 時 30 分
- 3 開催場所 一関市役所 議会棟議員全員協議会室
- 4 出席者

【構成員】

勝部 修 市長
教育委員会 鈴木 功 委員長
〃 菅原 良一郎 委員長職務代理者
〃 小野寺 眞澄 委員長職務代理者
〃 千葉 和夫 委員
〃 小菅 正晴 教育長

【事務局等】

熊谷市長公室長、佐藤政策企画課長、藤島政策企画課主幹、宍戸政策企画課政策企画係長、
佐々木まちづくり推進部長、佐川いきがづくり課長、佐藤いきがづくり課課長補佐兼いきが
づくり係長、蜂谷スポーツ振興課課長補佐兼スポーツ振興係長、
千葉子育て支援課課長補佐兼児童家庭係長、
中川教育部長、小野寺一関図書館長、小野寺教育部次長兼学校教育課長、佐藤教育総務課長、
黒井教育総務課課長補佐兼庶務係長、畠山文化財課文化財係長

- 5 議題
(1) 家庭教育を支援する取組について
(2) 放課後の子ども対策について

- 6 公開、非公開の別
公開

- 7 傍聴者の数
報道 4 社

- 8 会議の内容

(市長挨拶)

昨年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、昨年度に総合教育会議を設置して 6 月と 11 月の 2 回開催しました。

第 1 回は、会議の運営や教育に関する大綱の策定について協議し、その他のテーマとして読書活動の推進について話し合いをしました。第 2 回は、第 1 回に引き続き大綱の策定について協議するとともに、その他のテーマとして就学前からの家庭教育について意見交換しました。

また、1月には、総合教育会議での協議を踏まえて、新たに教育に関する大綱を策定したところ
です。

今年度におきましても、総合教育会議の場を活用して、地域における教育についての意見交換を
行っていきたいと考えています。

今回は、前回の会議でテーマとした就学前からの家庭教育について、引き続き意見交換を行うと
とともに、もう一つ、放課後の子ども対策をテーマとして用意しました。

特に最近、スポーツ少年団や部活動に対する親や教師の負担について報道・議論されているとこ
ろですが、児童・生徒数の減少により活動がどのように変化していくかについては、家庭のみなら
ず学校でも関係してくると思いますし、地域社会全体で関わっていくべき地域課題となることも
考えられますので、ご意見をいただき、共有していきたいと考えています。

あまり堅苦しくなく、忌憚のない意見交換ができればと思いますので、よろしくお願ひし、開会
の挨拶とします。

(1) 家庭教育を支援する取組について（進行：教育長）

教育総務課長：資料1により説明

次長兼学校教育課長：参考資料により説明

(教育長)

今の説明で、様々な事業を展開していることが分かりましたが、子育てや家庭教育について、普
段から考えていることや、説明を受けて思うところなどありましたらお願いします。

(教育委員長)

各部・課で取り組んでいることを改めて認識したところですが、若干説明をお願いします。

1つめとして、母親クラブについて、保育園の母親が組織するクラブはありますが、小学生の母
親を対象とするクラブはあるものか、状況を教えてください。

2つめとして、子育てサロンとおやこ広場の違いについて説明してください。

3つめとして、子育て支援出前講座や、市民センター職員及び生涯学習支援員等研修会の内容に
ついて説明してください。

(教育長)

先に質問についてまとめて答えていただき、その後に意見交換に入りたいと思いますので、他に
質問がありましたらお願いします。

(千葉委員)

家庭教育を支援する取組として多くの事業を行っており、素晴らしいことだと思います。

まなびフェストでは数値目標を設定していますが、これらの取組では、達成状況を数値で検証す
る仕組みがあるのか教えてください。

(子育て支援課課長補佐)

母親クラブについては、概ね未就学児の母親が活動されていますが、小学生の母親による母親ク

ラブもあります。

おやこ広場は、なのはなプラザや千厩保健センターで、NPO法人に委託して実施しておりますが、概ね3歳未満のお子さんとお親を対象として、子どもを遊ばせながら母親の交流を図るものです。

また、子育てサロンは、一関市社会福祉協議会に委託して、サロンとしての活動を行っております。

(いきがづくり課長)

子育て支援出前講座は、学校、PTAや市民センターが主催する家庭教育に関する講座・研修会に参加できないお勤めの方々を対象に、家庭教育に関する研修会や講座を行政とともに企画し、企業に出向いて実施するものです。

家庭教育のほか、男女共同参画社会の実現という視点から、ワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立の支援もこの事業の中でメニュー化するなど、子育て支援として今年度初めて取り組んでいます。なお、資料には予算額の記載がありませんが、既存予算の中で対応するもので、5件程度を想定しています。

市民センター職員及び生涯学習支援員等研修会ですが、子どもの成長と家庭教育をテーマとして、6月28日に市民センターの職員と生涯学習支援員との合同での開催を予定しており、講師・パネリストとして修紅短期大学の先生をはじめとする何人かの方をお願いして実施することとしています。

なお、家庭教育関係の数値目標につきましては、前年度を超えるような内容で市民センターなどに呼びかけを行っているところです。

(教育部長)

まなびフェストの数値目標については、全国学力・学習状況調査での子どもたちへのアンケートを基にして学校で目標を立てたものです。

家庭教育を支援する取組における数値目標につきましては、事業の前年度実績を評価したうえで当初予算編成を行っており、まなびフェストのように数字が出せるものもあれば、数字に表れないものもありますが、できるだけ数字で目標を持った中で事業を実施することが基本と考えています。

(教育長)

ここからは意見交換ということで、発言をお願いします。

(市長)

最近話題になる家庭・子どもの問題ですが、支援のメニューが母親中心と感じられます。私自身の経験からも、PTAは母親任せで、父親参観日に参加してみたら自分以外は母親が参加していた、というようなことがありました。

母親中心にならざるを得ないのかとも思いますが、父親が関わってくる場面はあるのでしょうか。

(教育部長)

市民センターの保護者向けの家庭教育の中に父親を対象としているものがあるかと思いますが、実際にはなかなか無く、また、学校ではPTAというくくりで案内しますが、なかなか父親が来ることはなく、母親中心になっているのが現状です。

(教育長)

できるだけ父親に参加してもらおうようにする、又は父親の会のようなものを作っているPTAがあると聞いたことがあります、組織的に父親対象というのは難しいかと思います。

(いきがづくり課長)

企業に対する子育て支援出前講座につきましては、これから本格的に事業の周知を行います、父親の参加が多くなるものと考えています。

(市長)

企業向けの講座については注目したいと思っています。父親対象の支援メニューがあまり無い中で、支援のためにこちらから足を運ぶというのは大切なことで、企業経営者への働きかけを行い、企業を巻き込める支援策が一番良いと思います。

協働のまちづくりの中で、企業はちょっと外れた位置付けになっていますが、地域経営という観点からは、その主体として企業を重く見なければなりません。地域でこれから人口が減少し、現役世代が減ることは企業にとっても存続に関わる問題であり、企業も一緒になって家庭教育を支援していくことが協働のまちづくりの理想に近づくのではないかと思いますし、企業を対等のパートナーとして、対等の立場で地域を考える図式ができるとよいと思います。

(教育長)

企業経営の立場からお願いします。

(菅原委員)

会社で子育て支援の講演をやらうとする場合、経営者が前向きにならないとできないところがあります。

できれば、企業に対して市が「一関市の家庭教育を支援するパートナー」として認証して、その旨を表示できるようにすることで、経営者としては率先して取り入れるのではないかと思います。

(教育長)

そのようなニーズなどはありますか。

(菅原委員)

社員には、小中学校の行事などがある際には、参加してそれを社内で発信するようにお願いしていますが、社内では子どもたちがどんなことをしているかが分かって非常に良いと評価されています。

(教育長)

女性の立場、そして企業の立場からお願いします。

(小野寺委員)

子どもを持つ母親は、幼稚園や学校の行事に合わせて休みを取っています。

子育て支援出前講座について、企業と一体となってどのような形で進めていくのか、詳しく説明をお願いします。

(いきがづくり課長)

一関商工会議所からも後援をいただいております、会報などで周知していただくこととしています。

講師の謝礼や交通費などは市で負担し、企業の負担はありません。内容につきましては、男女共同参画については県の男女共同参画センターから講師を派遣してもらって対応するほか、家庭教育については教育センターの先生や修紅短期大学の先生にも協力いただき、テーマを企業に設定してもらって、対応できる講師を派遣することとしています。

(千葉委員)

講座を実施する場合、休日、勤務時間外又は勤務時間内のいずれで行うのでしょうか。

(いきがづくり課長)

社内・社員研修の一環として取り入れてもらうことを希望するものですが、実施する時間は企業の判断にお任せするものです。おそらくは就業時間後に設定するのではないかと思います。

(千葉委員)

自由参加になるのでしょうか。

(いきがづくり課長)

そのとおりです。

(教育長)

子育て支援について、企業を巻き込んだ形で一緒にできるきっかけになるのでは、というお話をいただきました。

その他に何かありましたらお願いします。

(菅原委員)

まなびフェストについて、保護者が見て、学校の進みたい方向については理解してもらえていると思いますが、学校から保護者への一方通行になっていると思われそうです。例えば、子どもが抱えている個別の事情によりまなびフェストにそぐわない場合など、事情を踏まえて家庭と学校がやりとりできる環境を作っていただければ、もっと生きてくるのではないかと思います。

P T Aなどの場で自分の意見を述べるのはなかなか難しいですので、家庭と学校・先生がやりとりできればありがたいと思います。

(教育長)

何かコメントがあればお願いします。

(次長兼学校教育課長)

まなびフェストにつきましては、PTA総会において、全ての学校で校長から説明し、質問を受けております。

なお、評価として、必ず保護者アンケートを行って次に活かすこととしているので、その際にご意見等を書いていただければと思います。

(教育長)

家庭教育 10 か条の第 10 条は空欄として、各家庭で工夫して入れることとしています。

各家庭が持つ家庭教育の考え方に自信を持って子育てに当たる、という姿勢がもっと表れてもよいのではないかと、という願いも込めたものだと思います。

各家庭の考え方をもっと出して、子どもと一緒に話ができる、という体制が組めれば良いと思いますし、その意味ではこの 10 か条の第 10 条は面白いと思います。

(千葉委員)

第 10 条は、各家庭で決めたものを学校に提出させて把握しているのか教えてください。

提出させない場合、取り組む家庭とそうでない家庭が出てくると思いますが、その点はどのようにか。

(次長兼学校教育課長)

PTA総会において、校長から第 10 条を決めて家に掲示するよう話していますが、学校で集めることはしていません。

(教育委員長)

第 10 条については、学校単位でなくとも、事例について情報発信して、家庭で参照してもらうことを試みてもよいと思います。

(教育長)

そのような例があればお願いします。

(次長兼学校教育課長)

全校朝会で触れたり、学校だよりに掲載したり、地区懇談会で話題にしたりしています。

(小野寺委員)

10 か条について、事情によりそのとおりにできない家庭があることも、学校で把握しておくべきではないでしょうか。

(教育長)

10 か条の内容は広範に渡っており、実際にはなかなか難しい家庭があるのはその通りだと思います。前回の総合教育会議で、家庭教育についてはできることからやっていったほうが良い、とのお話をいただきスタートしたものであり、どのように活用するかは考えていかなければならないと思います。

(教育委員長)

市民センター職員及び生涯学習支援員等研修会事業について、今後の市民センターの運営や社会教育の継承の面からも、センター職員が社会教育に関わることができるようにすることは大切なので、浸透するようにお願いします。

(教育長)

市長は「切れ目のない子育て支援」を挙げており、市民センターや協働体から家庭教育に関わる部分が出てくると良いと思いますが、考え方をお願いします。

(市長)

地域を経営する観点からは、地域経営の主体は行政だけでも市民だけでも企業だけでも学校だけでもなく、それぞれが地域の中に存在する主体として地域経営の主体となり、それが連動していけば良い地域になるのではないかと思います。

その一番モデル的な形で活動が展開できるのが市民センターで、何でも引き受けるようなスタンスが期待されており、どんどん市民センターで行うように持っていくのがよいと思っていますし、それができるのであれば、行政としても市民センターに対す体制整備を新たに考える必要があります。

今は動き出したばかりで、どのような体制が望ましいかは固定化されていませんが、これから地域の方々がどのように活用するかで市民センターの形が決まっていきますので、市民センターをフィールドとして活用するのは結構なことだと思います。

(教育長)

少年教育や家庭教育について市民センターが行っている事業がありますが、さらに家庭教育に関わる部分が出てくるということでお話いただきました。

1 つめのテーマである家庭教育についてはここまでとします。

企業としても積極的に子育て支援を行うことについてお話をいただいたほか、家庭教育 10 か条の中で、家庭と一緒に盛り上げてほしいことや、市民センターが主体となって、子育ても含めて地域を経営するという視点が示されたところです。ありがとうございました。

(2) 放課後の子ども対策について (進行：教育長)

(教育長)

2 つめのテーマである、「放課後の子ども対策について」に移りたいと思います。

教育総務課長：資料2により説明

(教育長)

はじめに、スポーツ少年団について発言いただきたいと思います。

(千葉委員)

スポーツ少年団は平均して週当たり何日くらい活動していますか。

(スポーツ振興課課長補佐)

把握はしていませんが、土曜日と日曜日が中心と考えられます。

(千葉委員)

放課後ではないところが多いですね。

(スポーツ振興課課長補佐)

土日のほうが多いと考えられます。

(教育長)

実際に関わっている菅原委員からお願いします。

(菅原委員)

野球について申し上げますと、中学生は5時までは部活動で、5時以降がスポーツ少年団の活動ということになっています。中学生は月曜日以外全て活動があり、小学生は月曜日休みでそれ以外の日は夜7時まで練習をしており、それなりの成果を上げています。

課題にあるとおり、子どもは野球に打ち込んでいるので苦しめていませんが、親御さんは土日も朝早かったり休みがないということで大変であり、子どもが入りたがっても親が入れないというケースも見受けられます。しかしながら、親の反対にかかわらず子どもが始めた場合でも、親が子ども以上に熱中することが多いです。

例えばはじめの問題も、スポ少に入っていれば仲間で相談できて発散できるのではないかと思いますので、個人的にはぜひ入ってほしいと思います。また、共働きで、帰っても両親がいないからという理由で入るケースも見受けられます。

一番の問題は指導者が確保できないことで、好きな方が何十年もやっておられ高齢化しています。毎日夕方4時半から7時までということで、若い人が指導者になるにはハードルが高くなっています。体育協会などと協力して指導者を派遣してもらおうなど、何らかの手立てがあれば存続可能ですが、ボランティア精神だけでお願いするのは厳しいと思います。

(教育委員長)

資料にあるスポーツ少年団数は小学校、中学校合計ということによろしいですか。

(スポーツ振興課課長補佐)

そのとおりです。

(教育委員長)

27年度の団員数が2,804人、小中学生が9千人くらいなので、だいたい3分の1くらいが加入していると捉えてよろしいですか。

(教育長)

小中学生が8,765人であることから、そのとおりです。

スポーツ少年団のメリットと、実際には指導者の問題が非常に大きく、高齢化して、やる人も減っているというお話をいただきました。

(菅原委員)

勤めている方が夕方5時前に来ることはまず不可能で、勤務が5時に終わったとしても、すぐに来ることはできません。退職された方で、やっていただける方がいれば活動としてはありがたいですが、なかなかいないので、体育協会などから指導者を派遣いただければありがたいと思います。

(市長)

スポーツ少年団ではなく、学校としての日常の指導や、大会への引率について何か問題はありますか。例えば、大会に出場するときに、小中学校で持っているスクールバスは使えますか。

(教育長)

中体連の大会などではスクールバスを使って送迎しています。

(市長)

練習試合はだめですか。

(教育長)

練習試合は基本的にだめですね。

(教育部長)

スポーツ少年団など、中学生が部活動以外で練習試合に参加する場合はスクールバスを使用させていないので、親御さんたちが相談して交通手段を確保しているところです。

(教育委員長)

スクールバスについて、学校数が少ない自治体では融通がきくが、学校数が多くなると利用し難くなり、大会が中心で練習試合は別になるようです。

(教育長)

練習試合等は、保護者会として保護者が連れていくことが多く、中体連の大会ではスクールバス

を使います。また、スポーツ少年団はスポーツ少年団の中で融通を利かせており、経費など保護者の負担も出てくるのが現状です。

(菅原委員)

スポーツ少年団での練習試合などで移動する際に、乗り合わせて台数を減らして行くことにしても、実際には保護者が来て、自分の子どもは自分が乗せていくので、送迎についてはあまり心配していません。

小中学生については、保護者の協力については心配ありませんが、指導者の確保が必要となっています。

(市長)

これから大きな問題になるのではないかと心配している部分です。スポーツ少年団では単独チームが組めなくなって、大会に出る際には混成チームになる競技もあります。推移を見ながら対応策を考えなければいけないと考えていますが、親の思いもあって難しい問題です。

また、先生が教えているということで、先生にかかる負担はどうでしょうか。

(教育長)

部活動は、学校の中で顧問を決めて勤務時間の中で対応しています。また、スポーツ少年団は勤務時間後なので、メンバーとして入っている先生に任せるということになります。

小学校の先生も昔はスポーツ少年団に関わっていましたが、地域に任せるという考えや、そこまで対応することが難しいということで、現在は比較的切り離して運営されているところが多くなっています。

(市長)

遠距離通勤している先生も多いので、業務全体での負担が大きくなるのが大変だと思います。また、スポーツ少年団でのことか部活でのことかは判りませんが、大会の際に先生が生徒をピックアップして会場まで連れて行くという話を聞いており、それも業務ということになると大変だと思います。

(千葉委員)

小中学校の先生が運転する車に児童・生徒を乗せることは禁止されていますか。

(次長兼学校教育課長)

部活動で引率する場合に先生が自分の車に児童・生徒を乗せることは禁止しています。

(千葉委員)

届け出をしても禁止ですか。

(次長兼学校教育課長)

そのとおりです。事前に了解を取ったうえで、保護者の方に乗せてもらうことで対応しています。

(教育長)

スポーツ少年団と学校の関わり方については、以前から地域によって異なる部分もありますが、今後の課題となってくること、また、指導者の不足により、スポーツ少年団が持っている教育の良い機能が失われることがないようにしなくてはならない、というお話をいただきました。

(市長)

沿岸での例では、大船渡線が一部BRTでの運行となっており、例えば一関で大会があつて試合開始の時間に間に合わない場合に、やむを得ず先生が自分の車で送迎しているようですが、緊急避難的な方法が常態化してしまうと大変だということを懸念しています。

どこまで先生方が負担して対応すべきものなのか、本来どうあるべきかをこれから考えていかなければならないと思っています。

(教育長)

自動車の問題や、先生方との関わりにつきましても、今後とも情報収集していかなければならないと思っています。

それでは、次に放課後児童クラブや子ども教室について話題にしたいと思います。

考えていることがありましたら発言をお願いします。

(千葉委員)

学校につきましては、総合訪問することにより、それぞれの学校の様子を見ることができますが、児童クラブの実態を把握するために、訪問・視察等を行っているか教えてください。

(子育て支援課課長補佐)

児童クラブにつきましては、現在市内に18のクラブがあり、本庁では子育て支援課、支所では保健福祉課が担当しておりますが、基本的には視察は行っておらず、担当課において、必要の都度、必要な確認を行っております。

(教育委員長)

地区別の子ども教室数について、花泉と東山で学校数より多くなっていますが、旧小学校単位ということでしょうか。

(教育総務課長)

花泉につきましては、老松地区で老松子ども教室と日形子ども教室、東山につきましては、ハッピースマイル長坂とハッピースマイル松川があり、学校1つに対して子ども教室が2つあるものです。

(教育委員長)

資料2のデータからは、放課後を過ごしている場所として、児童クラブと子ども教室は合わせて約20%くらいですが、親が放課後を過ごさせたい場所としては40~50%くらいとなっています。

これは、現状では親の願いどおりになっていないという理解でいいでしょうか。

(子育て支援課課長補佐)

資料2のデータは、平成27年3月に「一関市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に実施したアンケート結果です。昨年4月に千厩地域で放課後児童クラブを開設しましたが、アンケートでは「あれば利用したい」という保護者が比較的多かった一方で、実際には利用されていないということもあります。

また、昨年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、新制度では児童クラブについて、それまで小学3年生までだったものが小学6年生まで利用できることとなりましたが、設備的に実際に受け入れできる状態ではなく、利用いただけない事例もあるところです。

(教育長)

児童クラブや子ども教室の制度的な内容を理解するのが大変なところですが、放課後の過ごし方という点について、何かお考えがありましたらお願いします。

(千葉委員)

児童クラブに関しては教育的な部分は期待しない、という位置付けでよろしいでしょうか。

(子育て支援課課長補佐)

児童クラブに関しては、基本的に放課後の児童の安全な居場所の確保という面が大きいですが、クラブそれぞれの活動計画で運営されており、学習の時間を設けてスケジュールを立てているところが殆どで、指導員や支援員が対応しているところです。

(教育部長)

児童クラブは生活の場ということで、家に帰ったのと同じ状態を作るもの、子ども教室は体験や学習の場という考え方です。市としては、一体型の児童クラブ及び子ども教室を現在の2か所から8か所以上とすることを目標にしていますが、児童クラブの子どもたちも子ども教室に参加して体験型学習を増やしつつ、児童クラブの受け皿も増やすということが、市で考えている子どもの健全育成の考え方となります。

(千葉委員)

教育委員会は、基本的に児童クラブには関わらないが、一体型になれば、何らかの形で関わっていくということでしょうか。

(教育部長)

子ども健全育成プランにつきましては市と教育委員会の両方で策定しており、また、子ども教室は社会教育、生涯学習の部分で進めていく内容ですので、子ども教室と一体型につきましては、教育委員会も関わっていくものです。

(教育長)

制度の過渡期でありますし、市長部局と教育委員会の両方で所管していることもありますので、今後もより良い形で移行していかなければなりません。

児童クラブ、子ども教室や全体的なことでも構いませんが、市長からお願いします。

(市長)

子ども教室が今後一体型として拡大していくとすれば、今の国の制度との関係で変わっていく可能性があるのか、難しい動きだと思います。

学校教育と社会教育の違いはありますが、教育的活動をする場所という位置付けで捉えて、今後拡大することで日本の教育制度が変わる可能性があるのか、どのように進むのかと思います。

(千葉委員)

一体型となった場合に、子ども教室は毎日となるのでしょうか。

(教育部長)

毎日やっている教室もありますし、週1回というところもあります。

また、学校で子ども教室を行う場合もありますが、多くは市民センター等で活動されており、移動する必要があります。

一方、児童クラブにつきましては、ほぼ学校の敷地内又は隣接地であり、一体的に行っている2箇所は条件に恵まれているということです。

(千葉委員)

一体的に行っている2箇所でのおやつのお扱いはどうなっていますか。

(教育部長)

児童クラブではおやつ代として徴収して提供しています。

子ども教室の場合は、教材費などを実費で徴収しており、おやつ代を徴収して提供する可能性もありますが、例えばおやつを作るという授業の一環として教材費として徴収することが考えられます。

(教育長)

放課後の社会教育に教育的な機能がどのように関わっていくか。また、家庭や学校がどのように関わっていくかという隙間の部分の議論であり、今後も見えていかなければならないと思います。

一方で、自宅に居たい子どももいることから、子どもの選択の自由さも保証する必要もあると思います。

本日は一次理解ということとし、以上で懇談を終了いたします。

9 担当課

市長公室政策企画課